

# 定めようとする命令等及び根拠法令条項一覧表

別紙 1

## 【意見公募対象一覧】

意見募集対象	根拠規定
(1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案 (電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号））	電波法(昭和25年法律第131号) 第28条、第29号、第38条、第38条の6第1項
(2) 陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件（昭和61年郵政省告示第395号）の一部を改正する告示案	電波法(昭和25年法律第131号) 第7条第1項第2号及び第4号
(3) 周波数割当計画（令和6年総務省告示第402号）の一部を変更する告示案	電波法（昭和25年法律第131号）第26条第1項
(4) 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案	電波法（昭和25年法律第131号）第7条第1項、行政手続法第5条第1項
(5) 特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件（平成元年郵政省告示第49号）の一部を改正する告示案	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の14
(6) 800MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備の送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める告示案	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の37第7号
(7) 特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件（平成元年郵政省告示第42号）の一部を改正する告示案	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条第4項第2号
(8) 無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)別表第一号注36に基づく別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件（平成24年総務省告示第422号）の一部を改正する告示案	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)別表第一号注36
(9) 無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)別表第二号第28の規定に基づく別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件（平成18年総務省告示第659号）の一部を改正する告示案	無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)別表第二号第28
(10) 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)第9条の規定に基づく識別信号の条件等及び同規則第36条の規定により同規則第9条の規定を準用する自営電気通信設備を定める件（平成6年郵政省告示第424号）の一部を改正する告示案	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)第9条